

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

【公告】

- 指定地域相談支援の事業の廃止の届出
- 岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者の募集
- 岡山県立美術館の指定管理者の募集
- おかやま旧日銀ホールの指定管理者の募集
- 岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の募集
- 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの指定管理者の募集
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " "
- " "
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の

担当課（室）

障害福祉課

"

中山間・地域振興課

課

文化振興課

"

健康推進課

産業振興課

耕地課

建築指導課

"

"

"

目次

完了

【教育委員会】

- 岡山県生涯学習センターの指定管理者の募集
- 岡山県立図書館の指定管理者の募集
- 岡山県立博物館の指定管理者の募集

教育委員会

" "

担当課（室）

平成29年8月10日 岡山県公報 第11913号

◎岡山県告示第四百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リンクスライヴ笠岡

2 所在地

笠岡市十一番町一番地五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社リンクスライヴ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一〇四番地一

三 指定年月日

平成二十九年八月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四〇四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワークプレイスマにわ

2 所在地

真庭市高屋三七六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人慶光会

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一番地

三 指定年月日

平成二十九年八月一日

四 事業所番号

三三一四〇〇二八一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和ー久ステップ笠岡

2 所在地

笠岡市十一番町一一番地五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人未来想造舎和ー久

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一一一番地六

三 廃止年月日

平成二十九年七月三十一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇三五四

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイセンターまにわ

2 所在地

真庭市下市瀬六五三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人慶光会

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一番地八

三 廃止年月日

平成二十九年七月三十一日

四 事業所番号

三三一四〇〇一五八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第四百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援事業所 ゆいまーる

2 所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人結

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二一六

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 事業所番号

三三三二七〇〇一六

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

〔三四六〕岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号。以下「条例」という。）第九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県吉備高原都市センター区広場（以下「広場」という。）

2 所在地

加賀郡吉備中央町吉川地内

3 施設概要

(1) コリドール、円形広場等

ア 面積 一〇、〇〇〇平方メートル

イ 施設内容

(ア) コリドール（回廊）

鉄筋コンクリート造二階建ステンレス製切妻屋根

外径約七一メートル、内径約五五メートル、延床面積一、六八三平方メー

トル

(イ) 円形広場 直径約五五メートル

(ウ) 長屋門 鉄筋コンクリート造二階建

(2) 交通広場

ア 面積 六、〇〇〇平方メートル

イ 施設内容 駐車台数 乗用車一〇六台、障害者用六台、バス三台、タクシー

一台

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う広場の管理の基準は、条例、岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則（平成四年岡山県規則第八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県吉備高原都市センター区広場指定管理者業務仕様書に規定するとおりとす。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 その他広場の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、広場の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の広場の管理運営に係る収入のほかに、広場の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者

を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十九年八月十日(木)から同年十月十日(火)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部中山間・地域振興課新都市・地域整備班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七二六八(直通)

ファックス 〇八六一二二四一六一九五

電子メールアドレス chusanakan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒(角形二号(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部中山間・地域振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>

3 募集説明会(現地説明会)

(1) 開催日時

平成二十九年八月三十一日(木)午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が広場の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他広場の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔三四七〕岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号。以下「条例」とい
う。）第十五条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県立美術館（以下「美術館」という。）

2 所在地

岡山市北区天神町八番四八号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 八、三五〇平方メートル（土光敏夫先生記念苑を含む。）
- (2) 建築面積 三、七二二平方メートル
- (3) 延床面積 一四、二六九平方メートル（駐車場を含む。）
- (4) 施設内容 常設展示室、企画展示室、収蔵庫、美術館ホール、事務室等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う美術館の管理の基準は、条例、岡山県立美術館条例施行規則（昭
和六十三年岡山県規則第十四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十
七年岡山県規則第三百二十四号）及び別に示す岡山県立美術館指定管理者業務仕様書に
規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 その他美術館の管理に関し知事が必要と認める業務

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

美術館の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間
中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の
際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定におい
て定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
 - (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間
平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部文化振興課文化振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七九〇一（直通）

ファックス 〇八六一二三三―五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百八十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「県立美術館募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年八月三十日（水）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 美術館の管理に係る事業計画書及び支出計画

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただ

し、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日(火)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が美術館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他美術館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する(平成二十九年十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 平成二十九年十二月十一日（月）から平成三十年四月十九日（木）までの間は、工事のため美術館を休館とする予定である。
- 8 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔三四八〕岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

おかやま旧日銀ホール（以下「旧日銀ホール」という。）

2 所在地

岡山市北区内山下一丁目六番二〇号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 約二、八八二平方メートル
- (2) 建築面積 約一、三九八平方メートル
- (3) 延床面積 約二、四六四平方メートル
- (4) 施設内容 多目的ホール、スタジオ、ギャラリー、芸術・文化ワークルーム、会議室（二室）等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う旧日銀ホールの管理の基準は、条例、岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示すおかやま旧日銀ホール指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 旧日銀ホールの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 条例第二条第一項に規定する業務の実施に関すること。

4 その他旧日銀ホールの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入

として收受し、旧日銀ホールの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の旧日銀ホールの管理運営に係る収入のほかに、旧日銀ホールの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

2 募集要項の配布

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(1) 配布期間

平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を含む。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化振興課文化振興班

〒700-0185 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六一二二六一七九〇一（直通）

ファックス ○八六一二二三一五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百八十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「旧日銀ホール募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年八月二十八日（月）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
- イ 旧日銀ホールの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ウ 法人等の概要
- エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ク 役員の名簿
 - ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書
 - コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - サ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が旧日銀ホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - (4) その他旧日銀ホールの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。
- 3 選定結果の通知等
指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年十一月を予定）。
 - 八 指定管理者の指定
指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。
 - 九 その他
 - 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
 - 十 問い合わせ先
六2(2)の場所

〔三四九〕岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県南部健康づくりセンター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区平田四〇八一

3 施設概要

(1) 敷地面積 一五、一五六・〇二平方メートル

ただし、右記面積のうち、県が普通財産の貸付けを行っている部分（公益財団法人岡山県健康づくり財団附属病院敷地部分一、一六四・六八平方メートル）については、管理の対象外とする。

(2) 延床面積 一二、四九四・九五平方メートル

ただし、右記面積のうち、県が行政財産の目的外使用許可を行っている部分（公益財団法人岡山県健康づくり財団入居部分二、一〇四・六六平方メートル）については、管理の対象外とする。また、岡山県難病相談支援センターエリアについては、管理業務のみ（運営は対象外）を行う。

(3) 施設内容 一階 プール（更衣室等を含む。）、事務所、ロビー、多目的聴講室等

二階 ヘルスチェック室、エアロビクススタジオ、大会議室、栄養指導室、健診ゾーン等

三階 トレーニング室、小会議室、開放研究室、研修室、研究室等

四階 機械室等

地下一階 機械室、監視員室等

屋外 テラス、中庭、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県健康づくりセンター条例施行規則（平成九年岡山県規則第十五号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則

(平成十七年岡山県規則第三百三十四号)及び別に示す岡山県南部健康づくりセンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
2 センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用等の許可に関すること。

3 施設等の維持管理に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで(予定)

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用(以下「管理運営費」という。)に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第十一項の

規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県保健福祉部健康推進課健康づくり班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三二八（直通）

ファックス 〇八六一二二五〇七二八三

電子メールアドレス kensui@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取る。また、岡山県保健福祉部健康推進課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年八月三十日（水）午後二時から午後四時まで

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県南部健康づくりセンター指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、

募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔三五〇〕岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号。以下「条例」という。）第八条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）

2 所在地

岡山市北区芳賀五三〇三

3 施設概要

- (1) 敷地面積 約一二、二〇〇平方メートル
- (2) 建築面積 約二、六〇〇平方メートル
- (3) 延床面積 約五、四〇〇平方メートル
- (4) 施設内容 研究室（小）（二二室）、研究室（大）（三〇室）、試作開発室（六室）、産学連携室（四室）、共用会議室（三室）、交流サロン、支援スタッフルーム、談話コーナー、更衣室・シャワー室、ルーター室、管理用倉庫、太陽光発電システム、屋外駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うインキュベーションセンターの管理の基準は、岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例（平成二十九年岡山県条例第三十八号）による改正後の条例、岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年岡山県規則第四十一号）による改正後の岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四百号）及び指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）並びに別に示す岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 インキュベーションセンターの施設の利用等の許可に関すること。
- 2 インキュベーションセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- 3 その他インキュベーションセンターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、インキュベーションセンターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のインキュベーションセンターの管理運営に係る収入のほか、インキュベーションセンターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在

地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情報通信又はものづくりの分野における新技術若しくは新製品の開発又は新規の創業を支援した実績を有する法人等であること。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を含む。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部産業振興課産業支援班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三五二（直通）

ファックス 〇八六一二二四一二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.1g.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年八月二十八日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ インキューションセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。
ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がインキュベーションセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

平成29年8月10日 岡山県公報 第11913号

〔三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

砂川右岸土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住 所	理事別
氏 名	氏 名		
尾崎 勝	尾崎 勝	岡山市東区谷尻二二五	理事
坂根 文雄		草ヶ部一五三	
西山 純彦	西山 純彦	〃 二二〇	
矢部 文男	矢部 文男	〃 沼一五六四一	
南葉 栄		〃 中尾五八三十四	
安倉 庄吾	安倉 庄吾	〃 上道北方一四六三	
堀木 淳夫	堀木 淳夫	〃 鉄九二〇	
小西 誠	小西 誠	〃 〃 五一五	
遠藤 齋	遠藤 齋	〃 古都宿七六九	
水川建太郎	水川建太郎	〃 〃 一五六一五	
石原 憲郎	石原 憲郎	〃 矢津一七三一	
小西 最	小西 最	〃 古都南方三一六六	
秋山 昭憲	秋山 昭憲	〃 瀬戸町笹岡七一九	
万代 晃久		〃 〃 観音寺四	
水内 秀昭	水内 秀昭	〃 〃 宿奥四〇〇	
松本 好正	松本 好正	〃 〃 菊山一三五	
津下 誠治		〃 沼一八〇七	監事
田中永太郎	田中永太郎	〃 古都宿三三七	
万代 伸正	万代 伸正	〃 瀬戸町観音寺一	
	三藤 一幸	〃 草ヶ部一五〇	
	羽原 昭	〃 〃 三一	理事

万代	南葉
孝一	友義
〃	〃
〃	〃
瀬戸町観音寺五	中尾七三一

〃 〃

〔三五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一九―一二、一六二二―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野八四七―一 R i v e r s i d e 東祥 A 二〇一 号室

吉田 祐介

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇一号

〔三五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一〇一〇二、一〇一〇一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二〇一六プリシエール総社B二〇二

丸山 裕登

三 許可番号

岡山県指令建指第八九号

〔三五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西八丁目一五―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一―〇

大和ハウス工業株式会社

岡山支社 支社長 向井 和也

三 許可番号

岡山県指令建指第三六三号

〔三五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西八丁目一五―三

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一〇

大和ハウス工業株式会社

岡山支社 支社長 向井 和也

五 許可番号

岡山県指令建指第三六三号

◎岡山県教育委員会公告

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号。以下「条例」という。）
第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県生涯学習センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区伊島町三丁目一番一号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 四五、〇一〇平方メートル
- (2) 建築面積 七、五七〇平方メートル
- (3) 延床面積 一四、三二〇平方メートル
- (4) 施設内容 交流棟、情報・創作棟、講義棟、体育館、人と科学の未来館サイピア、学生食堂、喫茶棟、公衆便所及び駐車場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県生涯学習センター条例施行規則（平成八年岡山県教育委員会規則第十九号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県生涯学習センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- 2 施設等の利用の許可に関すること。
- 3 施設等の提供に関すること。
- 4 その他センターの運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入

として収受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課企画推進班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七五九六（直通）

ファックス 〇八六一二二四一三〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百八十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/287622.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年八月二十九日（火）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。
ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - (4) その他センターの業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。
- 3 選定結果の通知等
指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年十一月を予定）。
 - 八 指定管理者の指定
指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。
 - 九 その他
 - 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
 - 十 問い合わせ先
六2(2)の場所

◎岡山県教育委員会公告

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十條の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県立図書館（以下「図書館」という。）

2 所在地

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

3 施設概要

(1) 敷地面積 一三、二七七平方メートル

(2) 建築面積 四、三二八平方メートル

(3) 延床面積 一八、一九三平方メートル

(4) 施設内容 鉄骨・鉄筋コンクリート造（免震構造）

一部鉄筋コンクリート造（地下一階）

地上四階地下一階建、駐車場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う図書館の管理の基準は、条例、岡山県立図書館条例施行規則（平成十六年岡山県教育委員会規則第十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県立図書館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

2 その他図書館の管理に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

図書館の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
 - (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間
平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含める）（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を含む。）

を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課企画推進班

〒700-18570 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七五九六（直通）

ファックス 〇八六一二二四一三〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百八十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/287549.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年九月一日（金）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 図書館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が図書館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他図書館の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年

十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

◎岡山県教育委員会公告

岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号。以下「条例」という。）第十二条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十九年八月十日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県立博物館（以下「博物館」という。）

2 所在地

岡山市北区後楽園一番五号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 四、三二五平方メートル
(2) 建築面積 一、六三六平方メートル
(3) 延床面積 四、六一九平方メートル（後楽園事務所 三二三平方メートルを含む。）
(4) 施設内容 展示室（四室）、収蔵庫、学芸部門、講堂・控室、管理部門等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う博物館の管理の基準は、条例、岡山県立博物館条例施行規則（昭和四十六年岡山県教育委員会規則第十一号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県立博物館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
2 その他博物館の管理に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

博物館の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県

と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成二十九年八月十日（木）から同年十月十日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含む）を除く。定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁文化財課文化財保護班

〒700-18570 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七六〇一（直通）

ファックス 〇八六一二二四一五五九一

電子メールアドレス bunka@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配付を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁文化財課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/524455.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十九年八月二十五日（金）午後一時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 博物館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人

等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）
ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が
作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度におけ
る事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された
法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便
によることとし、平成二十九年十月十日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以
下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定
めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が博物館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係
る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他博物館の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合
するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」とい
う。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（平成二十九年
十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
- 六2(2)の場所